

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

去る1月7日に、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を1月8日から2月7日までとする緊急事態宣言を発令しました。

また、1月13日には、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行いました。

さらに、2月2日に、2月8日以降の緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長する変更を行いました。

これに伴い、県では、1月8日から2月7日までを特別警戒期間としておりましたが、当面3月7日まで特別警戒期間を再延長し、別添の期間、内容等による感染拡大回避に向けた対策を継続して実施することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大回避という県民あげての最重要課題のため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年2月4日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和3年2月4日
愛媛県

- 1 実施期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月7日（日）まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
以下「特措法」という。
- 4 取組等
 - (1) 行動自粛の協力要請
 - (2) 事業活動における協力要請
- 5 対象及び内容等
 - (1) 行動自粛の協力要請

対象	内容	根拠
県民	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来を自粛・会食（いわゆる「飲み会」）に関して、次の事項に注意<ul style="list-style-type: none">●大人数（5人以上）、長時間の会食は行わない●体調不良の方は会食に参加しない、させない●感染拡大地域での滞在など、2週間以内に感染リスクの高い行動をとっている方は、会食を避ける・感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ※「5つの場面」：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり	
		特措法 第24条 第9項

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ※「5つの場面」：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり 	特措法 第24条 第9項
-----	--	--------------------

(2) 事業活動における協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来や出張を自粛 ・テレワークや時差出勤等の一層促進 ・「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践 	特措法 第24条 第9項

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時